

令和3年11月29日制定
令和7年9月24日一部改正

広島商船高等専門学校における公的研究費等の運営及び管理体制について

独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則（令和3年10月28日一部改正 独立行政法人国立高等専門学校機構規則第121号）第6条に規定するコンプライアンス推進責任者及び副責任者を下記のとおり定めるものとする。

○コンプライアンス推進責任者

独立行政法人国立高等専門学校機構 広島商船高等専門学校 校長

○コンプライアンス推進副責任者

独立行政法人国立高等専門学校機構 広島商船高等専門学校
商船学科長，総合科学科長，一般教科長，事務部長